



2005

12月号

主な記事

- 「年末調整セミナー」のお知らせ
- MMIグループ12月セミナーのご案内
- 社会保険通信
- ちょうぼ倶楽部からのお知らせ
- 12月の税務

「年末調整セミナー」のお知らせ

高橋合同会計事務所・ちょうぼ倶楽部合同セミナー

師走に入り、今年も残りあとわずかとなりました。

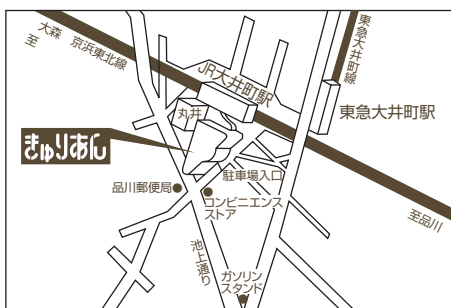
当社恒例の「年末調整セミナー」を下記の要領にて開催いたします。年末調整とは何か、自分の源泉所得税は年間いくら支払っているのか等の疑問をわかりやすく解説いたします。

是非、この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時：平成18年1月6日(金) 10:00～17:00

場 所：きゅりあん 4階 研修室(受付)

(JR大井町駅中央口、東急大井町駅下車徒歩1分)
入口は丸井の裏にあります



費用：3,000円(資料代として)当日お持ちください。

申し込み：12月22日(木)までに下記の申込書に記入の上、
FAXまたは下記担当者までお申し込みください。

当日は、年末調整の基本的な説明、法定調書の書き方等を個別に対応いたします。事前に質問等がございましたらFAXまたは電話にてお問い合わせください。尚、お申し込みの際はセミナー当日にお越し頂く時間も併せてお知らせください。

当日にご持参頂く物

- ・電卓
- ・筆記用具
- ・源泉徴収簿または賃金台帳
- ・扶養控除等(異動)申告書
- ・保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書
- ・保険料(生命保険、損害保険)の控除証明書
- ・平成17年に国民年金と国民健康保険を支払った場合の年間支払額
- ・税務署より来ました年末調整の説明書一式
- ・その他

事前に確認して頂く内容

- ・扶養控除等(異動)申告書の記入(全員分)
- ・保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書の記入。
特に、配偶者の合計所得金額(見積額)は収入がある場合は必ず申告書の裏面を見てからご記入ください。
(H17年改正のポイント)
- ・中途採用者の方は、前職分の源泉徴収票
- ・前年以前に確定申告で住宅取得等特別控除を行った方は、税務署から送付された証明書と金融機関で発行する年末の借入金残高証明書(全て)

詳しくは高橋合同会計事務所担当者にお尋ねください。

担当…福島・大久保・竹田・関

TEL：03-3778-2316

FAX：03-3778-2326

E-mail：info@m-m-i-g.com

申 込 書

会 社 名			
参 加 者 名			
電 話 番 号			
時 間	午前	時	午後
			時

年末年始のお知らせ

平成17年12月30日(金)～平成18年1月4日(水)は年末年始休業とさせていただきます。ご了承ください。

12月のセミナー

MMIグループでは毎月様々なセミナーを開催し、経営者の方々に経営に役立つ情報を提供しています。

ご希望のセミナーにチェックをいれ、下記申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

追って 詳細をお送りいたします。

「社長の為の経営戦略会計 経営計画 編」

12月5日(月) 18:00~20:00 (3,000円)

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは利益はどうしたら出るのか？

キャッシュフローなどをやさしく解説いたします。

(シミュレーションプログラム進呈)

「社長の為の経営戦略会計 人事戦略 編」

12月21日(水) 18:00~20:00 (3,000円)

人件費を戦略的に捉える、固定費の考え方、経営全体に対する人件費の役割などを解説します。(シミュレーションプログラム進呈)

「サラリーマン法人化 ~新しい雇用の提案~」

12月26日(月) 18:00~20:00 (2,000円)

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化。企業はサラリーマン法人と業務委託契約等を結ぶ。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。

企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係かを考え、実践していきます。

セミナー会場

株式会社エム・エム・アイ 4Fシミュレーション室
〒140-0014 品川区大井1-7-6 THビル

お問い合わせ：03-3778-2311



JR・東急大井町線
「大井町駅」徒歩3分

セミナー申込書

貴社名

参加者名

E-mail

Tel.

申し込みはファックスで **03-3778-2326** (このページを
お送りください。)

dailyコラム!

【dailyコラム】大好評!
毎日配信しています!



MMI newsに掲載をしていました税金百話がバージョンアップして「dailyコラム」になりました。

税金・会計・経営に関することをわかりやすく業務に役立つ情報を毎日配信しています。是非、ご登録お願いいたします。

「dailyコラム」にはいったいどんなことが書いてあるのでしょうか? というご質問をいただきましたので今まで配信しました「dailyコラム」の中から1つご紹介いたします。

DAILYコラム定期購読をご希望の方は

EMAILにて・会社名・お名前・EMAILアドレスを明記のうえ
dailycolumn@m-m-i-g.comまでお送りください。

今回は、年金の支給開始年齢の引き上げについて、図を用いて解説いたしました。

これを受けて、高年齢者雇用安定法では、どのような改正が行われたのか、解説していきます。

改正にはいくつかありますが、もちろん、一番の大きな柱は「雇用安定措置＝定年等の引き上げ措置」となります。具体的には、以下のように定められています。

「平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保する為、以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度
 - ・再雇用制度
 - ・勤務延長制度
- ③ 定年の定め廃止

上記の通り、定年の定めをしている事業主が対象となります。就業規則に定年の定めをしている場合は、対応が必要となるのです。この引き上げ措置は、激変緩和措置として、男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。

平成18年4月1日～平成19年3月31日	62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日	63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日	64歳
平成25年4月1日～	65歳

これらの措置（①～③）を導入し、就業規則を変更した上で、18年3月31日までに所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。

①は、その定年年齢を引き上げること。③はその定め自体を廃止すること。とてもシンプルなことですが、それらに伴い、60歳を過ぎても、同じ待遇で雇用を続けるのか、退職金の取扱はどうするのか、様々な問題を解決する必要にも迫られます。

その問題に柔軟に対応しやすいのが②の継続雇用制度の導入です。継続雇用制度とは、定年年齢は、60歳のまま制度を残し、定年を迎えた者で引き続き雇用されることを希望する者全員を、雇用する再雇用制度と、定年後も退職させることなく引き続き雇用する勤務延長制度があります。定年を迎えることで、一度退職という形をとりますので、退職金の清算もこのときに行うことも可能です。再雇用制度の場合、再度の雇用契約となりますので、待遇の変更も検討しやすくなります。多くの企業が、この法改正の対応にあたっては、この制度の導入を検討されるかと思います。しかし、この継続雇用制度の導入にあたっては、前述の通り、「希望者全員を対象とする」ことが望ましいとされています。勤労意欲はあっても、従前と同様の働きがなかなか出来なくなってきたり、部下の育成という点で、希望者全員を対象とすることは、厳しい企業もあるかと思います。そこで厚生労働省では、労使協定によって、継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準を定め、この基準に基づく制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなしましょう、という対応策を作りました。

今回は、この対応策について解説していきます。

株式会社 渡邊事務所

クレジット決済には印紙税がかからない？

皆さんよくご存知のように、3万円以上の領収書には、印紙が必要です。ここで意外に誤解されているのが、クレジットカードでの支払時の領収書です。印紙税法の第17号文書「金銭又は有価証券（小切手・手形等）の受取書」の「課税物件」欄の文言をよく読むと、「金銭又は有価証券の受取書」となっております。クレジットカード取引は、現実に金銭や有価証券の授受を伴いませんから、クレジットカードにより支払いを受けた際の領収書で、クレジットカードによる代金決済であることが明らかにされているものは、3万円以上の領収書でも、印紙税はかかりません。

但し領収書に「クレジット決済」等と明記しておく必要があります。

カードだから領収書に
収入印紙はいらないわ!



3万円に消費税は含まれるの？

3万円以上の領収書には、印紙税がかかることは周知の通りですが、ここで問題となるのが、消費税との絡みです。例えば29,000円の商品を販売すると消費税が1,450円かかります。お客様から30,450円を頂戴して領収書を切るときに、単に合計で品代30,450円とだけの記載ですと印紙税がかかります。しかし「消費税の金額が区分記載されている場合は、消費税の金額は、記載された受取金額に含めない」という税法の規定がありますので、次の①又は②のように記載すれば印紙税はかかりません。

- ① 商品代金 29,000円
消費税及び地方消費税 1,450円合計 30,450円
- ② 商品代金 30,450円
うち消費税及び地方消費税 1,450円

ちょうぼ倶楽部からのお知らせ

年末年始の休暇にともない「C-BOOK」「出納帳」処理期間の変更がありますのでお知らせいたします。

- 12月23日(木) 到着分……………年内発送
- 12月24日から12月29日到着分……………年明
- 1月5日(木) 到着分……………通常とおりの発送

お忙しいとは思いますが、会計資料をお急ぎの方は、12月23日までにデータ、出納帳の発送のお願いいたします。

12月よりちょうぼ倶楽部のアドレスが下記に変更になります。

登録の変更をお願いいたします。

ちょうぼ倶楽部 NEWアドレス

choboclub@m-m-i-g.com

*今までの使用していたアドレスは新しいアドレスに転送されます。

12月の税務

1 木	給与所得の年末調整
2 金	調整時期……………本年最後の給与の支払をするとき
3 土	給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
4 日	提出期限……………本年最後の給与の支払を受ける日の前日
5 月	提出先……………給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
6 火	固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
7 水	納期限……………12月中の市町村の条例で定める日
8 木	
9 金	
10 土	
11 日	
12 月	
13 火	
14 水	
15 木	
16 金	12月12日 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
17 土	
18 日	
19 月	
20 火	12月20日 7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
21 水	
22 木	
23 金	
24 土	
25 日	
26 月	
27 火	
28 水	
29 木	
30 金	
31 土	
1 日	1月4日 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税〉
2 月	1月、4月、7月、11月の決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮にかかる確定申告〈消費税・地方消費税〉
3 火	1月、7月決算法人の中間申告〈消費税・地方消費税〉……………第3及び第1四半期分
4 水	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮にかかる確定申告〈消費税・地方消費税〉
5 木	4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉……………半期分
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
	消費税の年税額4,800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

松下幸之助 一言集

人の話に耳を傾ける

日ごろ部下の言うことをよく聞く人のところでは比較的人が育っている。それに対して、あまり耳を傾けない人の下では人が育ちにくい。そういう傾向があるように思われる。

なぜそうなるかという、やはり部下の言葉に耳を傾けることによって、部下が自主的にもの考えるようになり、そのことがその人を成長させるのだと思う。けれども、自分の言うことに上司が耳を傾けてくれない、というのではただ惰性で仕事をするということになって成長も止まってしまう。

上司としてどんな場合でも大事なものは“耳を傾ける”という基本的な心構えをいつも持っているということであろう。

編集後記

私の周りには「情報」があふれている。

溢れ過ぎて情報の聞き流しをしまい結局心・頭の中には何も無く少し前のことも忘れてしまったり本当に混乱している。

皆さんはどう処理をされているのでしょうか・・・気になるところです。

今年もクリスマスイルミネーションがきれいですね！

車窓から見えるこの季節の風景は本当に心が和みます。



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。